

# 全日本吹奏楽コンクール実施規定

昭和58年5月28日

改定 昭和62年3月1日 平成7年7月7日 平成10年3月20日 平成14年11月22日 平成18年7月5日  
平成20年3月19日 平成24年3月19日 平成25年3月19日 平成25年11月22日 平成26年3月20日  
平成27年3月20日

## (総 則)

**第1条** 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年10月ないし11月に実施する。

**第2条** 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・課題曲など必要事項を決定する。

**第3条** 部門日程及び出演順序は、理事会で決定する。

**第4条** 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東 北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東 海吹奏楽連盟
北 陸吹奏楽連盟	関 西吹奏楽連盟
中 国吹奏楽連盟	四 国吹奏楽連盟
九 州吹奏楽連盟	

## (実施部門・実施方法)

**第5条** 実施部門は次のとおりとする。なお、①・②・④は前半の部と後半の部に分け、それぞれ独立した大会として実施する。

① 中学校の部 ② 高等学校の部 ③ 大学の部 ④ 職場・一般の部

## (参加規定)

**第6条** 各部門の参加人員は次のとおりとする。

① 中学校の部・・・50名以内  
② 高等学校の部・・・55名以内  
③ 大学の部・・・55名以内  
④ 職場・一般の部・・・65名以内

ただし、支部大会の申込人員を超えることはできない。なお、指揮者はこの人員に含まれない。

**第7条** 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- ① 中学校の部  
同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)
- ② 高等学校の部  
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
- ③ 大学の部  
同一の大学に在籍している学生とする。
- ④ 職場・一般の部  
当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

**第8条** 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

2 課題曲と自由曲は同一人が指揮すること。

**第9条** 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

#### (演 奏)

**第10条** 参加団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。もし、当日あるいは事後に疑義が判明したときは、失格とする場合がある。

**第11条** 編成は次のとおりとする。

- ① 課題曲はスコアに指定された編成とする。
- ② 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
- ③ 自由曲で歌声については、スキヤット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

**第12条** 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

**第13条** 課題曲と自由曲は支部大会で演奏したものとする。

**第14条** 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ50年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
- 2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

**第15条** 演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

**第16条** 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

### (審査・表彰)

- 第17条** 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として9名とする。
- 2 審査方法は本大会審査内規による。

- 第18条** 表彰は、各部門及び前半の部・後半の部ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

### (支部代表)

- 第19条** 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。
- 2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

### (その他)

- 第20条** 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第21条** 本大会に15回出場した指揮者は、「長年出場指揮者」として表彰することができる。表彰者は、理事会の承認を経て、理事長が決定する。なお、同一大会で複数部門に出場した場合も1回とする。
- 第22条** 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。
- 第23条** その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。
- 第24条** この規定は、理事会の決議により改定することができる。

# 全日本吹奏楽コンクール審査内規

昭和58年5月28日

改定 昭和62年3月1日 平成25年3月19日 平成25年7月5日 平成26年3月20日 平成27年3月20日

**第1条** この内規は、本大会実施規定第17条・18条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

**第2条** 審査員は、各部門及び前半の部・後半の部ごとに、課題曲と自由曲を総合し、A（金）・B（銀）・C（銅）の3段階で評価する。

**第3条** 審査員は、各部門及び前半の部・後半の部ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

**第4条** 賞の基準は次のとおりとする。

- ① 審査員の過半数がA評価・・・金賞
- ② 審査員の過半数がC評価・・・銅賞
- ③ ①・②以外・・・・・・・・・・銀賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

**第5条** 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

**第6条** この内規は、理事会の決議により改定することができる。